

転 出 な さ る 方 へ

1 辞 令

通達（知）簿に記入してもらい、次のように履歴書に発令事項を記載整理してください。

(1) 整理のしかた

① 年間の昇給関係、特別支援学級担当者の「給料の調整額」等の記載を確認し、記載漏れ等のないように注意する。

② 他地教委への異動の場合

平成〇. 3. 31	地方教育行政の組織及び運営に関する法律				
	第40条の規定により本職を免ずる				福島県教委会
平成〇. 4. 1	福島県〇〇公立学校〇〇に任命する				
	小学校中学校教育職〇級〇号給を給する	2	00	000,000	
	福島県〇〇立〇〇学校〇〇に補する				福島県教委会

③ 同一地教委内の異動の場合（第40条規定の辞令はない）

平成〇. 4. 1	福島県〇〇立〇〇学校〇〇に補する				福島県教委会
-----------	------------------	--	--	--	--------

④ 特別支援学級担当者が異動する場合は、異動辞令の前に次のように記載する。

平成〇. 3. 31	特別支援学級担任を解く				
------------	-------------	--	--	--	--

(2) 学校原本と地教委分を記載整理し、新任校へ持参する。（他の書類と同封するので係へ提出する）
同一地教委内異動の場合は学校原本のみとなる。

(3) 学校と地教委に写（コピー可）をとって残す。

この写の末尾には「以下余白」と記載し、照合欄に3月31日付（補充の場合は任用期間の末日）で校長に押印してもらおう。

2 出勤簿

3月31日まで、忘れずに押印してください。（補充の場合はその期限まで）

3 住居手当受給者

借家等の住居手当受給者で転任により住居を変更する場合は、最終月の家賃等の「領収書の写」又は「退居証明書」を新任校へ持参してください。また、家賃額の変更があれば、契約書の写を準備してください。

4 事務引継

(1) 事務引継書の用紙は事務担当者の方にあります。確実な引き継ぎをお願いします。

(2) 所管の鍵（更衣ロッカー、事務机等）、教材、教具等も引き継ぎしてください。

5 着任時の手続書類

異動時の送付書類は別に準備しますが、次の着任時手続書類は着任前に準備しておいてください。

No.	書類名	部数	注意事項等
1	着任届	1部	宛名は教育長
2	辞令謄本（辞令のコピー）	1部	着任届に添付
3	宣誓書	1部	地教委が変わる場合及び新採用の場合
4	共済組合員証（被扶養者証）		住所の訂正
5	履歴事項異動届（願）	3部	うち学校1部。現住所異動の場合。住民票抄本を添付

6 着任後

(1) 住所を異動する場合は、人事異動発表後すみやかに住民登録（転出・転入手続き）をしておいてください。

(2) 「送付書類」と共に「着任時手続書類」も校長（事務）へ提出してください。

(3) 新たに支給要件を備えれば下記の手当が支給されます。

個々の支給要件については、事務担当者へお尋ねください。

① 通勤手当

ア 「通勤届」を提出する。（交通用具・交通機関利用者で通勤距離片道2km以上から支給）

イ 15日以内に届けば、4月分より手当が支給される。（自宅～学校までの最短距離・時間を把握すること）（交通機関（新幹線等含む）利用で定期券等を購入する場合は、赴任期間内（7日以内）に購入すること）

② 住居手当

ア 借家等に転居したときは「住居届」を提出する。

イ 赴任期間内に要件を具備し15日以内に届けば、4月分より手当が支給される。

ウ 借家等の住居手当を受けていた者が住居を変更した場合は、前の借家等に係る最終家賃の領収書の写（退居証明書でも可）を、次の書類に添付して提出する。

◆ 新たに借家等の契約をして要件を満たす場合 ⇒ 住居届と新たな借家等の契約書の写

◆ 要件を喪失し（自宅等へ転居）手当を受給しなくなった場合 ⇒ 住居手当受給終了届

エ 単身赴任等職員で、配偶者等が居住するために住宅を借り受け家賃等を支払っているとき。

オ 異動等により単身赴任手当の支給が終了した場合、配偶者等の住居に関する住居手当も終了する。

③ 単身赴任手当

ア 異動に伴う転居により、同居していた配偶者とやむを得ず別居し、単身で生活することを常況とする場合は、「単身赴任届」を提出する。

④ へき地手当に準ずる手当

ア へき地校へ転出して住居を変更した場合は、「へき地等学校異動届（住民票抄本を添付）」を提出する。

イ へき地校間の異動の場合は、住所の変更がなくても提出する。

⑤ 児童手当

ア 児童手当受給者が住所を変更した場合は、「住所変更届（住民票謄本を添付）」を提出する。

(4) 給与の振込関係

① 振込口座等については、毎月20頃までに教育事務所に提出すれば、翌月の給与から変更となりますので、事務担当者へご確認ください。

(5) 共済組合・互助会関係

① 現住所を変更する場合は、共済組合への手続きが必要となるので、必ず事務担当者に連絡する。

② 以下の公費負担医療制度に該当する被扶養者が居住市町村を異動した場合は、異動先の市町村より新たに「公費負担医療費受給者証」の交付を受けて事務担当者へお知らせください。

・乳幼児（児童）医療 ・母子（ひとり親）家庭医療助成制度による医療

・重度心身障がい者医療 ・施設入所者医療